

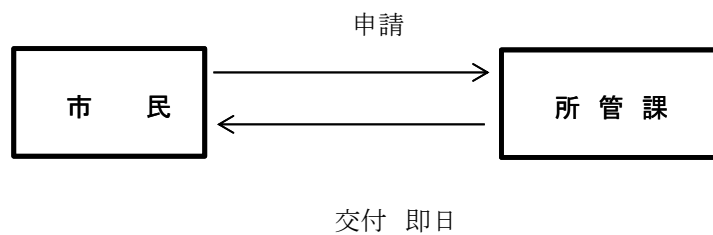
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 109

処 分 名	被保険者証の再交付	
処 分 の 概 要	被保険者証を紛失・破損した場合、介護保険被保険者証再交付申請に基づき被保険者証を再交付する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)	
条 項	第27条第1項	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標準処理期間	計	即日
判断基準	介護保険法施行規則第27条各号の規定に沿うものとする。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>介護保険法施行規則 (被保険者証の再交付及び返還)</p> <p>第二十七条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 再交付申請の理由</p> <p>2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。</p> <p>3 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。</p> <p>介護保険法 (被保険者)</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)が行う介護保険の被保険者とする。</p> <p>一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者(以下「第一号被保険者」という。)</p> <p>二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者(以下「第二号被保険者」という。)</p> <p>(資格取得の時期)</p> <p>第十条 前条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日から、その資格を取得する。</p> <p>一 当該市町村の区域内に住所を有する医療保険加入者が四十歳に達したとき。</p> <p>二 四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者又は六十五歳以上の者が当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき。</p> <p>三 当該市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の者が医療保険加入者となったとき。</p> <p>四 当該市町村の区域内に住所を有する者(医療保険加入者を除く。)が六十五歳に達したとき。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。